

国民健康保険からのお知らせ

国民健康保険証を更新します

○新しい保険証を9月下旬に、世帯主あてに郵送します

- ・世帯員全員分を同封してお送りします。
- ・保険証が届いたらすぐに内容を確認してください。
- ・記載内容に誤りがある場合は、**困国保年金課**国保係または**松住民課**税務係までご連絡ください。
- ・保険証の有効期限は、生年月日や保険証の種類によって下表のとおりとなります。(国民健康保険税に滞納がある世帯を除く)

○簡易書留郵便での送付を希望する人は次の期間中に届出をお願いします。

受付期間▼9月2日(月)～6日(金)
午前8時30分～午後5時15分(土・日曜を除く)
受付場所▼**困国保年金課**国保係・**松住民課**税務係
持参するもの▼保険証・印鑑

○現在お持ちの国民健康保険証について

- ・現在お持ちの国民健康保険証は9月30日で有効期限切れになり、使うことができなくなります。期限切れの保険証は、**困国保年金課**または**松住民課**へ返却するか、返却できない場合は各自で責任を持って破棄してください。

○国民健康保険税はきちんと納めましょう

- ・国民健康保険税は、加入者の皆さんの医療費をまかなうための大切な財源です。
- ・国民健康保険税を滞納すると、有効期限の短い「短期被保険者証」が交付される場合があります。
- ・災害その他特別の事情がないのに国民健康保険税を1年以上滞納している人には、保険証の代わりに「国民健康保険被保険者資格証明書」を交付します。「資格証明書」を交付された人が診療を受ける場合は、医療機関

に医療費の全額を支払い、あとで申請により保険給付(7割または9割)を受けることになります。
・国民健康保険税は納期までに納めるようにしてください。



問合せ▼
困国保年金課国保係
(☎内線1113)
松住民課税務係
(☎内線2160)

保険証の種類	生年月日	有効期限
一般医療保険証	昭和13年10月2日～ 昭和14年9月30日生まれの人	75歳の誕生日の前日 ※誕生日から後期高齢者医療制度
	昭和14年10月1日以降生まれの人	平成26年9月30日
退職者医療保険証	昭和23年10月2日～ 昭和24年9月1日生まれの人	65歳の誕生月の末日 ※有効期限の翌日から一般医療保険証
	昭和24年9月2日以降生まれの人	平成26年9月30日
	※退職者医療の被扶養者の人は、退職本人の有効期限に連動して有効期限が変わる場合があります	